

提言 民間建築工事の『4週8休を含む不稼働日を考慮した工期設定』の実現にむけて

国土交通省の皆様におかれましては、本提言の内容をご理解いただき、「ものづくり」の原点が実感できる魅力ある産業にしていくために、ともに取組まれることを切に望みます。

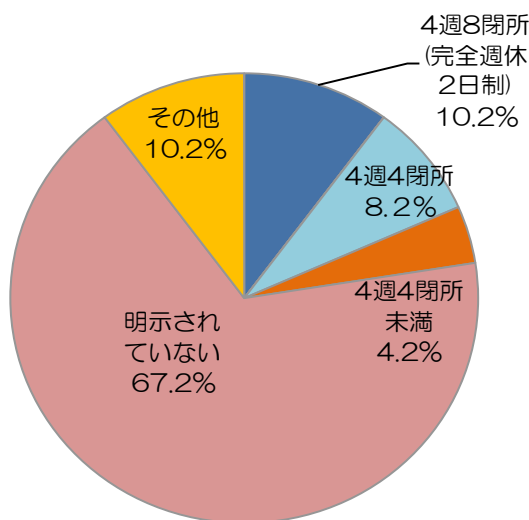
今回は、以下の事項について、ご意見いただきたいと思えます。

1

「4週8休」の工期設定を設計図書（特記仕様書、公共建築工事標準仕様書、公共建築工事監理指針等）に明示願います。

（趣旨）

- ①：公共建築工事標準仕様書第3節1.3.5(a)施工時間において、原則として公務員の休日（週休二日制）に準じることが読み取れますが、直接的な表現とはなっておりません。アンケート結果から、多くの作業所で請負契約上の閉所条件が明示されておらず、4週8休を含む不稼働日を考慮した工期設定が受発注者とも浸透していない現状も見られます。



請負契約上の閉所条件(国土交通省、中央官庁発注) (n=49)
2010年建築作業所アンケートより